

議案第 35 号

専決処分事項報告について（交野市一般職の職員の
特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決処分書写……別記

令和 5 年 6 月 2 日提出

交野市長 山 本 景

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(写)

5 専第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 2 日

交野市長 山 本 景

令和 5 年条例第 24 号

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

別 紙

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、令和5年5月8日から施行する。